3　2のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域内における他方の締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究及び開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

4　1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

5　1(a)から(c)まで並びに2(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

(b)　2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

6　1(b)、(c)及び(f)並びに2(a)及び(b)のいかなる規定も、締約国が次のいずれかの措置（環境に関する措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を恣意的又は不当な態様で適用しないこと及びそれらの措置が国際貿易又は投資活動に対する偽装した制限とならないことを条件とする。

(a)　この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)　有限天然資源（生物資源であるか否かを問わない。）の保存に関する措置

**第六条**　適合しない措置

1　第二条1、第三条1、前条及び第十条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　締約国の中央政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書Ⅰの締約国の表に記載するもの

(b)　締約国の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

(c)　(a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d)　(a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条1、第三条1、前条及び第十条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2　第二条1、第三条1、前条及び第十条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3　いずれの一方の締約国も、附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4　一方の締約国は、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の適合しない措置をこの協定の効力発生の日の後に改正し、又は修正する場合には、その改正又は修正について、他方の締約国に対し可能な範囲内で通報する。

5　一方の締約国は、附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、当該措置について、他方の締約国に対し可能な範囲内で通報する。

6　各締約国は、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの自国の表に掲げる留保を削減し、又は撤廃するため、当該留保を随時見直すことの重要性を認める。

7　第二条1、第三条1及び前条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

8　第二条1、第三条1及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

**第七条**　透明性

1　各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であって、効力を有し、かつ、投資活動に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、他方の締約国の個別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報を提供する。

3　1及び2のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を要求するものと解してはならない。この3の規定の適用上、秘密の情報は、業務上の秘密の情報又は締約国の関係法令により特に秘密とされ、若しくは他の方法によって開示から保護される情報を含む。

4　各締約国は、この協定の効力発生の時に、前条1(b)に規定する措置であって、日本国については都道府県、コロンビア共和国については県がとるものに関する情報を可能な範囲内で作成するよう努める。当該情報は、他方の締約国に送付する。

注釈　4の規定に基づく情報は、透明性の目的のためにのみ作成される。当該情報は、この協定に基づく締約国の権利又は義務に影響を与えるものと解してはならない。

5　各締約国は、自国の法令に従い、一般に適用される規制であって、この協定の対象となる事項に影響を及ぼすものを採用し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を可能な範囲内で与える。

**第八条**　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれを阻止するための取組を行うために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

**第九条**　入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、妥当な考慮を払う。

**第十条**　経営幹部及び取締役会

1　いずれの一方の締約国も、自国の企業であって他方の締約国の投資家の投資財産と認められるものに対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求することができない。

2　一方の締約国は、自国の企業であって他方の締約国の投資家の投資財産と認められるものに対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数が特定の国籍を有すること又は一方の締約国の居住者であることを要求することができる。ただし、その要求により、当該投資家が自己の投資財産を支配する能力が実質的に妨げられないことを条件とする。

**第十一条**　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施することができない。ただし、収用が公共の目的のためのものであり、正当な法の手続及び第四条の規定に従って実施されるものであり、差別的なものでなく、かつ、2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものである場合は、この限りでない。

注釈　コロンビア共和国については、1の規定において用いる「公共の目的」は、国際協定において用いられる用語であり、コロンビア共和国の国内法令において「公共の目的」、「社会の利益」その他の語を用いて表現されることがある。